

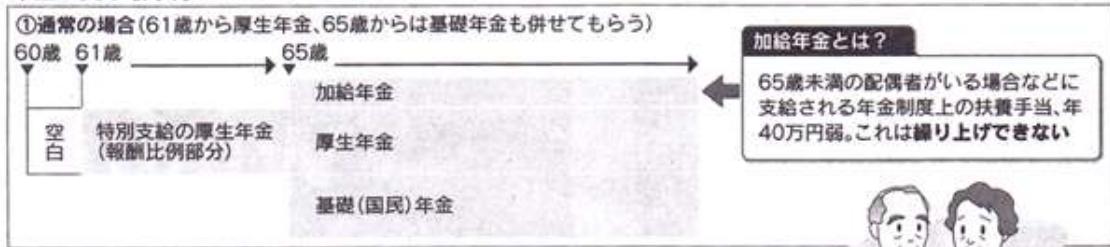
最終的に65歳から
会社勤めなどで厚生年金に加入していた人が25年以上の加入などの条件を満たした場合、これまでには60歳になるところ厚生年金が支給された。ところが、来年4月以降60歳になる男性はその時点から受け取れず、61歳になって初めて受け取れるようになる。正確にいふと、1953年（昭和28年）4月2日から55年（昭和30年）4月1日生まれの人までが61歳からの支給となる。その後も年月日により段階的に支給開始を遅らせる構造が進む。最終的に61年（昭和36年）4月2日以降生まれの男性は65歳で支給が始まることになる。女性は男性より5年遅くなる。支給開始は58年（昭和33年）

「来年4月以降に混乱が起ころるのでは」。年金制度に詳しい特定社会保険労務士の東海林正昭氏は不安を抱く。最近、来年4月からの制度変更について、同業者や一般向けに話をする機会が増えてきた。だが、「60歳から年金が出ないのは非常に大きな変化なのに、一般的にあまり知られない」と(東海林氏)。混乱を防ぐためにも、誰を対象に何が変わるのが、基本をしっかりと押さえておこう。

2013年4月から厚生年金の支給開始が65歳となる。その後も徐々に年齢が上がり、今のところ最終的に65歳となる予定だ。従来、厚生年金は60歳から受け取ることができただけに空き期間をどうやり繕うかは大きな課題。**「繕り上げ」制度を使って60歳から年金をもらう手もあるが、注意点が多い。**

年金空自がやってくる

年金の受け取り方(1953年4月2日~55年4月1日生まれの人の場合)



②60歳から繰り上げて受給する場合



③通常の支給開始年齢以降に基礎年金だけを繰り上げる場合



(注)厚生労働省や社労士の栗澤恭氏の資料を基に作成した算数図。65歳以上に縦り下けて受け取る仕組みもある。

厚生年金、来年4月から61歳支給開始

4月2日から60年(昭和35年)
4月1日生まれの人。65歳支
給開始は66年(昭和41年)4
月2日以後に生まれた人だ。
85年の年金制度の大改革で
厚生年金の支給開始は自営業
者の基礎(国民)年金と同じ
く、65歳と定められた。ただ、
それまで60歳から支給してい
たものを急にやめることはで
きず、60代前半は「特別支給」
という形で残してきた。
特別支給の厚生年金は加入
期間で年額が決まる「定額
部分」と現役時代の給料と加
入期間で決まる「報酬比例部
分」という2つの部分に分か
れていた。定額部分はすでに
なくなり、現在は報酬比例部
分だけが残されている。
國①を見てほしい。53年4

前倒し受給は慎重に 基礎年金も同時繰り上げ

繰り上げ受給とは本来受け取り始める年齢よりも前倒しで年金を受け取ること。ただし1カ月繰り上げるごとに0・5%ずつ年金額が減り、その額が一生続く。61歳支給開始のAさんが60歳からの繰り上げ受給を選んだ場合、12カ月の前倒しになるため、本来よりも6%額が減る。

ここで注意すべきことがある。前倒しする際には厚生年金だけでなく、基礎年金も同時に繰り上げないといけないと決められている。Aさんの場合、基礎年金も一緒に60歳からもらうようにすれば5年前倒しになり、減額率は30%に達する。（図②参照）

しかし、年金がないと厳しいという人もいるだろう。そんな人には「繰り上げ受給」という方法がある。

76歳が分岐占

60歳からの1年間はゼロだったはずだが、基礎年金も時に繰り上げになる。この月14万円弱もらえる。こだけを見れば繰り上げは懸念的に入るだろう。

Aさんは61歳から年12万円(月10万円)の厚生年金と仮定し、年金事務所に申請して60歳から受け取る。すると、厚生年金は65歳から5万円減の112万8千円、基礎年金は30%減の52万5千円。計は165万3千円(月13万5千円)。

「繰り上げ受け取るのは個人的な
えた方がよい」(東海林さん)
というのが一般的だ。特別支
給の厚生年金が本来支給さ
れる年齢に達した後は基礎年
金だけを自由に繰り上げる
ことができる(図3参照)が、
もちろん基礎年金は減額さ
る。繰り上げを希望するとい
うは年金事務所などでよく相
談したい。(編集委員 山口謙二)